

一般財団法人日本ドッジボール協会 加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会(以下「本協会」という。)定款(以下「定款」という。)第8章の加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 定款第52条第1項に規定する加盟団体(以下「都道府県別加盟団体」という。)は、別表第1に掲げるものとする。

2 定款第52条第2項に規定する加盟団体(以下「その他の団体」という。)は、別表第2に掲げるものとする。

第2章 組織

(都道府県別加盟団体)

第3条 都道府県別加盟団体は、都道府県におけるドッジボールの統括団体としての組織を有しなければならない。

2 前項の団体名及び役職名には、当該都道府県名を冠しなければならない。

3 都道府県別加盟団体の地域区分は別表第3に掲げるとおりとする。

(その他の団体)

第4条 その他の団体は、全国的に組織されたドッジボールに関する団体でなければならない。

第3章 加盟及び脱退

(加盟)

第5条 定款第52条により、新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者より次の書類を理事長あてに提出し、理事会、評議員会の各々3分の2以上の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 団体組織図
- (4) 役員名簿
- (5) 事業概要、事業計画書、収支予算書

(資格の喪失)

第6条 加盟団体は、次の事由によって加盟団体の資格を喪失する。

- (1) 加盟団体の解散
- (2) 退会
- (3) 除名

(退会)

第7条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を本協会に提出しなければならない。

(除名)

第8条 加盟団体が、第6条第1号により資格を喪失したとき、本協会の名誉を傷つけたとき、その目的に違反する行為があったとき及び第4章第10条第1項の登録義務、第2項の会

費等の納入義務、第11条の報告義務を正当な理由なく怠ったときは、理事会、評議員会の議決を経て、当該団体を除名することができる。

この議決は、理事会、評議員会の各々3分の2以上の承認を得なければならない。

第4章 権限及び義務

(権限)

第9条 加盟団体は、ブロック連絡会を構成する。

2 加盟団体は、加盟によって本協会の目的に沿って、定款第4条の事業を実行することができる。

3 加盟団体は、本協会が実施する全国競技大会への参加、公式ルールを使用する権利、ロゴタイプを使用する権利、本協会からの支出金等を受けることができる。また、本協会からの情報提供を受けることができる。

(登録及び会費)

第10条 加盟団体は、会費等を納入しなければならない。

2 会費等に関する規定は、理事会の議決を経て、別に定める。

3 加盟団体が第7条及び第8条により資格の喪失をしたときは、既に納付した会費及び支払い経費などは理由の如何を問わず返還しない。

4 加盟団体が資格の喪失前に本協会に対して支払い義務が生じた金銭があるときは、直ちに納付しなければならない。

(報告及び届出)

第11条 本協会は、加盟団体が、本協会からの支出金を収入したときは、その使用を明らかにした決算書の提出を求めることができる。

2 加盟団体は、次の書類を作成し、備え付け、本協会から要求があった時は、提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 議決機関の議事録
- (3) 事業報告及び収支決算書
- (4) 事業計画及び収支予算書

3 加盟団体は、事務局の連絡先及び担当者を明らかにし、本協会へ報告しなければならない。

第5章 本協会による監督

(指導助言)

第12条 本協会が、加盟団体に対して必要があると認めた場合、組織運営等について必要な助言及び指導をすることができる。

第6章 その他

(規程の改正)

第13条 本規程の改正は、理事会の3分の2以上の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、2021年 2月20日に一部改正する。

この規程は、2025年 8月30日に一部改正する。
この規程は、2021年 4月 1日から施行する。

別表第1 都道府県別加盟団体(第2条1項)

加盟団体名

北海道ドッジボール協会	新潟県ドッジボール協会	鳥取県ドッジボール協会
青森県ドッジボール協会	富山県ドッジボール協会	島根県ドッジボール協会
岩手県ドッジボール協会	石川県ドッジボール協会	岡山県ドッジボール協会
宮城県ドッジボール協会	福井県ドッジボール協会	広島県ドッジボール協会
秋田県ドッジボール協会	長野県ドッジボール協会	山口県ドッジボール協会
山形県ドッジボール協会	岐阜県ドッジボール協会	徳島県ドッジボール協会
福島県ドッジボール協会	静岡県ドッジボール協会	香川県ドッジボール協会
茨城県ドッジボール協会	愛知県ドッジボール協会	愛媛県ドッジボール協会
栃木県ドッジボール協会	三重県ドッジボール協会	高知県ドッジボール協会
群馬県ドッジボール協会	滋賀県ドッジボール協会	福岡県ドッジボール協会
埼玉県ドッジボール協会	京都府ドッジボール協会	佐賀県ドッジボール協会
千葉県ドッジボール協会	大阪府ドッジボール協会	長崎県ドッジボール協会
東京都ドッジボール協会	兵庫県ドッジボール協会	熊本県ドッジボール協会
神奈川県ドッジボール協会	奈良県ドッジボール協会	大分県ドッジボール協会
山梨県ドッジボール協会	和歌山県ドッジボール協会	宮崎県ドッジボール協会
		鹿児島県ドッジボール協会
		沖縄県ドッジボール協会

別表第2 その他の団体(第2条第2項)

NPO法人スポーツクラブネットワーク

別表第3 都道府県別加盟団体の地域区分(第3条3項)

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
北信越	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
東海	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
関西	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

加盟団体の会費等に関する規程

一般財団法人日本ドッジボール協会加盟団体規程第10条第2項に規定する加盟団体の会費の額は、以下のとおりとする。

1、会費(年額)

- | | |
|-------------|-----|
| (1)都道府県加盟団体 | 5万円 |
| (2)その他の団体 | 5万円 |

2、会費の納期

- (1)加盟団体は、加盟時に会費(年額)を納入しなければならない。
- (2)加盟団体は、加盟時を除き、毎年度4月末までに、会費(年額)を納入しなければならない。

附則

この規程は、平成22年4月 1日から施行する。

この規程は、2021年2月 20日から一部改正する。

この規程は、2021年4月 1日から施行する。